

[事案 22-157] 契約転換無効確認請求

・平成 23 年 10 月 13 日 和解成立

<事案の概要>

終身保険から更新型の保険に転換した際に保障の仕組みについて十分な説明がなかったため、従来の終身保険と同一の仕組みの保険と誤解して契約したとして、転換契約の取消しを求め、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 11 年 11 月に、従前の生命保険契約（定期付終身保険、平成元年加入。以下「従前契約」という。）を申立契約（更新型保険）に転換したが、転換契約に際して、以下のような経緯により募集人から不十分な説明を受けたことにより、誤認し転換契約を締結した。よって、本件転換契約は無効であるので、従前の契約に復旧して欲しい。

- (1) 転換に際し、募集人は、転換後契約の保障の仕組みを説明しなかったため、商品内容を従来と同じ終身保険であると誤認して、不利な転換をさせられた。
- (2) 転換後契約の終身保障の保障額が、その当時確定したものではなかったにもかかわらず、転換時の募集資料にあたかも確定した金額であるかのように表記されていたので、そのように誤認して、転換をした。
- (3) 募集人は、募集時資料に示された(2)記載の金額の終身保障が受けられない可能性が高いにもかかわらず、これを告げなかった。
- (4) 募集時資料の従前契約の保障内容を示した図では、定期保険特約が 42 歳以降更新されない前提で作成されており、従前契約ではあたかも保障が早く終わってしまうかのような図となっているのに対して、転換後の契約では保障が長く続くとの誤解を誘導するような表記になっており、作為的である。
- (5) 保険業法 300 条違反がある。

<保険会社の主張>

本件転換契約について、申立人は必要な説明を受けた上で転換契約を締結しており、転換契約を無効とせよとの申立てに応ずることはできない。

- (1) 転換に際して、募集人らは、説明すべき事項を適切に説明しており、申立人の言うような説明不備はない。
- (2) 募集人らは、申立人及びその妻に対し、転換後契約の終身保障の仕組みについて、説明をしている。このことは、説明に際して配布された資料の内容からも明らかである。
- (3) 転換時の募集資料には、指定年齢時まで自動更新されたことを前提とした計算数値であることが明記されており、募集人もこの点について申立人に説明をしている。終身保障の保障額は、指定年齢時点での生存給付金累計額等をもとに定まるものであり、加入時点では、指定年齢時まで同内容で自動更新されたことを前提とした数値しか示しえない。
- (4) 加入時点において、その後指定年齢時まで、どのような保障内容で更新されるかを予測することは不可能である以上、募集人らが、募集時資料に記載された終身保障の保障額が受けられない可能性が高いことを認識していたという主張は誤りである。また、そもそも転換に際し、申立人から一定の終身保障を維持したい旨の要望等は出ていない。

(5) 資料記載の図が、転換前の定期付終身保険について、更新後の保障を表示しない前提で作成されていることは、同頁に説明されている。

<裁定の概要>

裁定審査会は、申立人および保険会社から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人からの事情聴取の内容にもとづいて審理し、下記のとおり審査会としての見解を保険会社に伝えたところ、保険会社より和解案の提示があった。

審査会において検討した結果、同和解案は妥当なものであると考え、指定（外国）生命保険紛争解決機関「業務規程」第34項第1項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。

(1) 申立人は、平成11年時の転換について、申立人の主張記載の誤認があったとして、錯誤の主張をしていると思われるが、その錯誤の内容は、主として、平成11年当時に従前契約から申立契約へ転換することによって、終身保険がなくなり、終身移行保険になることについての認識がなく、終身保険が継続するものであると誤認していたというものと解される。そして、申立人の事情聴取によると、申立人がこのような錯誤に陥っていたことが推測される。

(2) しかし、従前契約と申立契約は、申立人が錯誤に陥った点以外にも、特約の内容や保障金額にかなりの違いがあり、申立人の上記の点の錯誤が、要素の錯誤【注】といえるか否かについては、疑問がある。

また、仮に要素の錯誤であったとしても、転換時の募集資料には、申立契約が、63歳から「終身移行」する旨の記載や終身保障準備金の説明があるので、申立人がそれを読めば理解することも可能であることから、申立人に重過失【注】が存在する可能性もある。

(3) 一方で、申立人の事情聴取からは、平成11年の転換時に、募集人らが申立人に対し十分な説明を行ったかの点については、疑問が残った。

【参考】

民法95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

【注】「要素の錯誤」とは、法律行為の重要部分に錯誤があり、当該錯誤がなかったならば、表意者はもちろんのこと、通常人においても、意思表示をしなかったであろうことを意味する。

【注】重過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意をすればたやすく結果を予見することができた場合であるのに漫然と見過ごしたような著しい注意欠如があることです。